

## ご挨拶

近年、知的財産権と独禁法（競争法）との関係が改めて関心を集めています。アメリカではMicrosoft社と司法省との間で、オペレーティング・システムのライセンス契約条項の内容を巡り訴訟となっており、わが国の報道機関でも大きく取り上げられました。また、日本国内でも最近特許プールに関する事件、中古ゲームソフト販売と著作権に関する事件が公正取引委員会によって取り上げられ、勧告がなされるに至っています。

知的財産権は人の創作行為に対して特許権、著作権などの排他的権利を付与することによって創作のインセンティブを高め、技術思想、文化等の発展を促す機能が期待されていますが、それらの権利が有力な権利者からあまりにも強力に、あるいは知的財産権法本来の目的と異なる態様において主張された場合、一定の市場における公正な競争を窒息させてしまうおそれがあります。そのような場合に公正な競争を確保するために運用が期待される一つの有力な装置が独禁法であるといえます。

しかし、法律によって与えられた独占権である知的財産権の行使と独禁法による規整との相克は様々な問題をはらんでいます。知的財産権を行使する場面において、どのような行為が独禁法上問題とされうるのか、また問題とされないのかは、個別具体的な事例、行為の種類によって様々であり、一概に述べることは困難です。また、そもそも知的財産権と独禁法とは相対するものなのか、そのような問題となる行為を規整するという目的は独禁法によってしか達成され得ないものなのか、といった有力な議論も展開されています。

本セミナーでは、知的財産権と独禁法との間の複雑な関係を今日までの理論、判例の展開、そして当局の提供する指針等を見据えることで解きほぐし、実際にライセンス契約など知的財産権に絡む実務を担当されている方等、「知的財産権と独禁法」というテーマに関心をお持ちの全ての方に対し、理論、ソフトウェア取引実務の両面の観点から最新の知見をご提供いたします。皆様のご参加をお待ち申し上げております。

財団法人 ソフトウェア情報センター

## セミナーご案内

### 「知的財産権と独禁法」

開催日： 1998年10月1日（木） 13:00～16:30

場所： 東京全日空ホテル 青雲の間  
東京都港区赤坂 1-12-33

講師： 白石忠志  
（東京大学法学部助教授）

大谷和子  
（株式会社 日本総合研究所 法務部長）

定員： 100名

主催： 財団法人 ソフトウェア情報センター  
東京都港区虎ノ門 5-1-4 東都ビル

参加料： SOFTIC 賛助会員 ..... ¥5,000  
一般 ..... ¥10,000

#### お申し込み/お問い合わせ：

財団法人 ソフトウェア情報センター  
「SOFTICセミナー」係  
TEL: 03-3437-3071  
FAX: 03-3437-3398  
E-mail: seminar@softic.or.jp  
URL: <http://www.softic.or.jp/seminar98/>

振込先： 口座名： （財）ソフトウェア情報センター  
口座番号：  
住友銀行東京公務部 普通口座 897649  
さくら銀行東京営業部 普通口座 6111518

#### お申し込みに際して

- 裏面の申込書に必要事項をご記入の上FAXでお送りください。また、電子メール、Web上の申込書によるお申し込みも受付いたします。
- 参加料金お振り込みの確認をもって正式な申込とさせていただきます。
- 振込手数料は貴社にてご負担下さい。
- 請求書の発行を希望される方は申込書の該当欄にチェックしてお申し込み下さい。

## プログラム

12:30 受付

13:00 主催者挨拶、講師紹介（ソフトウェア情報センター専務理事 則近憲佑）

13:15 知的財産権と独禁法に関する最近の動向（白石忠志：東京大学法学部助教授）

- 「知的財産権と競争政策」の全体像
- 知的財産権の排他性の相対化  
日本の事例 パチンコ特許プール事件、中古ゲームソフト事件、函館新聞事件など  
欧州の事例 マギル事件など  
米国の事例 コダック事件、マイクロソフト事件、インテル事件など
- 理論的総括  
実務への波及効果、知的財産法と独禁法の役割分担、など

14:15 質疑応答

14:30 知的財産権と独禁法に関する実務上の留意点（大谷和子：株式会社 日本総合研究所 法務部長）

- ソフトウェア取引と知的財産権
- ソフトウェアの開発委託契約
- ソフトウェアの共同開発契約
- ソフトウェアのライセンス契約
- ソフトウェアの販売戦略と独禁法  
以下の公正取引委員会ガイドラインも適宜解説
  - 特許・ノウハウライセンス契約における公正な取引方法の規制に関する運用基準
  - 共同研究開発に関する独占禁止法上の指針
  - 事業者間のサービス取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針

15:30 休憩、質問ペーパー受付

15:45 質疑応答

16:30 終了

内容、時間については変更される場合があります。予めご了承下さい。

## 申込用紙

SOFTIC セミナー

「知的財産権と独禁法」

1998年10月1日(木) 13:30~17:00

財団法人 ソフトウェア情報センター

TEL: 03-3437-3071

FAX: 03-3437-3398

E-mail: seminar@softic.or.jp

お名前

会社名

部署名

ご住所

TEL

FAX

E-mail

区分( )にチェックを入れて下さい)

SOFTIC 賛助会員(¥5,000) .....

一般(¥10,000) .....

請求書発行 要 不要

## 質問票

●本セミナーのテーマに関して、疑問、質問等を事前にお受けいたします。簡潔にご記入下さい。

●ご記入いただいたご質問は講演内容の参考とさせていただきます。ただ、ご記入いただいたご質問は講演内容の参考とさせていただきます。ただ、ご記入いただいたご質問は講演内容の参考とさせていただきます。ただ、ご記入いただいたご質問は講演内容の参考とさせていただきます。

### 質問事項

平成 10 年度情報化月間共催行事

# SOFTIC セミナー

独	産	知
禁	権	的
法	と	財

1998年10月1日(木) 13:30~16:30

財団法人ソフトウェア情報センター  
(SOFTIC)

<http://www.softic.or.jp/seminar98/>